

事務連絡  
令和元年5月9日

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 会長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に係る都道府県受付・相談窓口一覧の送付について

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等については、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）」（平成31年4月24日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長・厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長・高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名通知）により制度の周知を依頼しているところです。

周知に際しては、本一時金の支給を受けようとする方の障害の特性等に鑑み、各都道府県の受付・相談窓口一覧について、電話番号以外にもFAX番号・メールアドレス等を記載した一覧（別添）をあわせて御活用いただきますようお願いいたします。なお、本一覧はホームページにも掲載しております。

御協力どうぞよろしくお願いいたします。

別添：都道府県受付・相談窓口一覧

参考：旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuuseiichijikin\\_04351.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuuseiichijikin_04351.html)

（照会先）  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課  
工藤、池田、釧持  
電話：03-5253-1111（内線 4974、4979）